

『備前市電子地域ポイント』加盟店募集要項

1 趣旨

電子地域ポイント運用を通して、市内における経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止並びにDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することを目的としています。

2 備前市電子地域ポイント事業の概要

名称	備前市電子地域ポイント（以下「地域ポイント」という）
事業内容	備前市内限定で利用できるポイントを、市民の携帯アプリかQRコード付きカードに付与する。1ポイント1円として、市が個人へ支出している補助金や給付金などを順次電子ポイントに切り替える予定。
店舗種別	端末店舗：全ての市民に対応可能 店舗の端末で市民のスマホやカードのQRコードを読み取り決済 QR掲示店舗：スマホ利用者の市民のみ対応可能 市民のスマホで店舗の掲示QRコードを読み取り決済
事業期間	・ポイント配布開始 令和5年2月1日から（予定）
予定額	R4年度：約5000万円 R5年度以降：5,000万円以上（予定）
加盟登録店舗	備前市内の小売店、飲食店、宿泊店等（以下「加盟店」という）
利用額の精算	毎月、月末締めで市から加盟店へ直接支払う

3 加盟店の登録手続き

(1) 申し込み方法

登録を希望する事業者は、電子申請フォームにて申し込み

(2) 募集期間

募集開始 令和4年12月12日（月）～

(3) 加盟店の承認

審査により加盟店として承認し、「加盟店資料等」を配布

(4) 登録料及びシステム利用料

ア 登録料 10,000円は市が負担

イ 利用料 月額利用料は加盟店が一部負担

1店舗月額330円（税込み）

4 電子ポイントで取り扱いできないもの

- (1) 出資や金融商品、債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券（当該商品券以外の商品券）、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) その他、利用対象商品にふさわしくないものとして備前市が指定するもの

5 参加できない店舗

- (1) 下記のいずれかに該当する者
 - ・特定の宗教・政治団体とかかわる場合や公序良俗に反する営業を行っている者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる営業を行っている者

6 ポイントの換金

- (1) 換金方法
 - 月末にシステムで清算してポイント分の金額を指定口座に振り込み
 - ※換金手数料や振込手数料は不要
- (2) 換金日程
 - 口座振込は月末締めのみ 1 回

7 月額利用料の支払い

利用開始月から年度末までの月数分を加盟店から市へ前払い

8 加盟店の取消

加盟店が本募集要項に違反すると認められる場合は、換金の拒否や直ちに登録を取り消すとともに、店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。